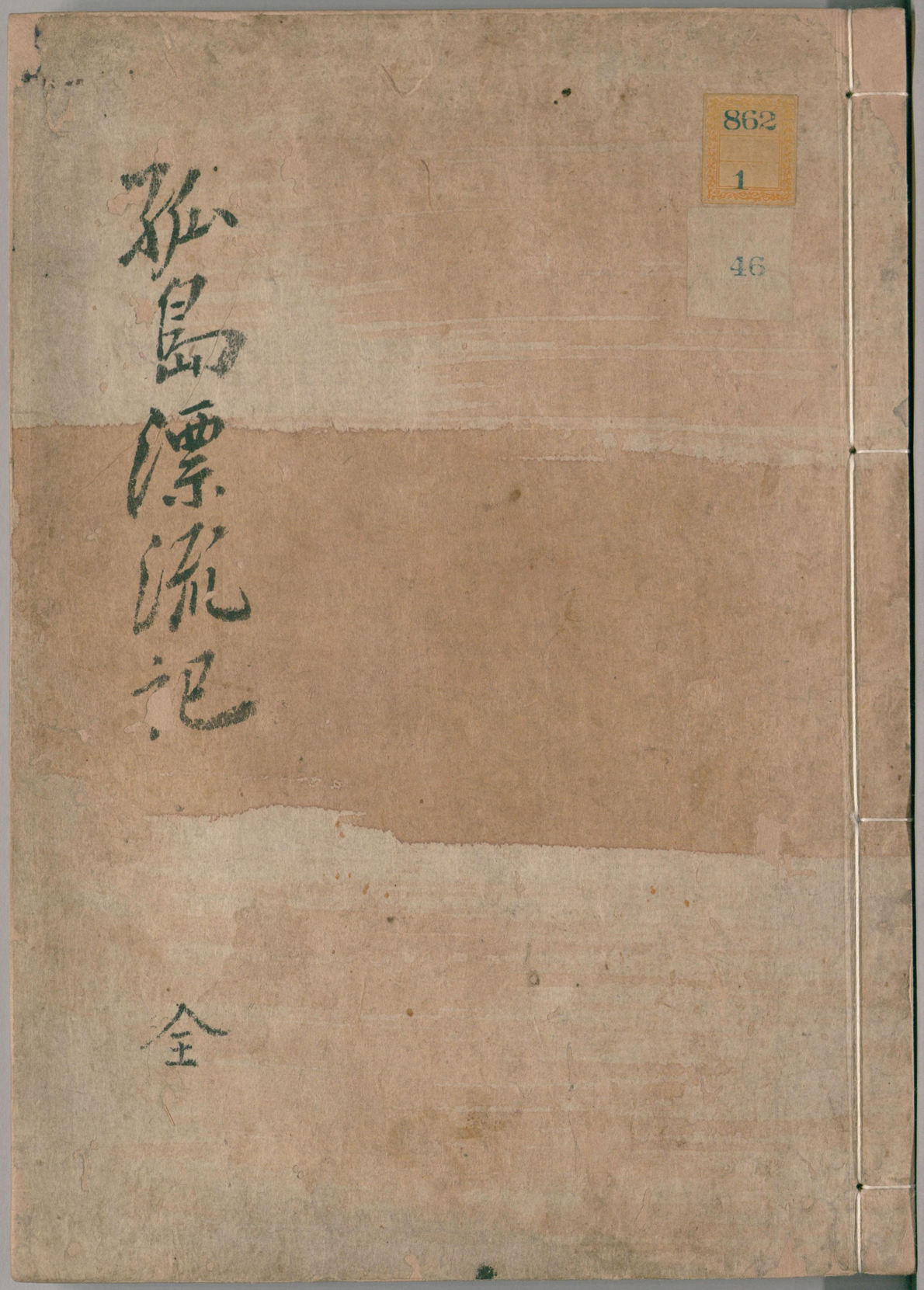

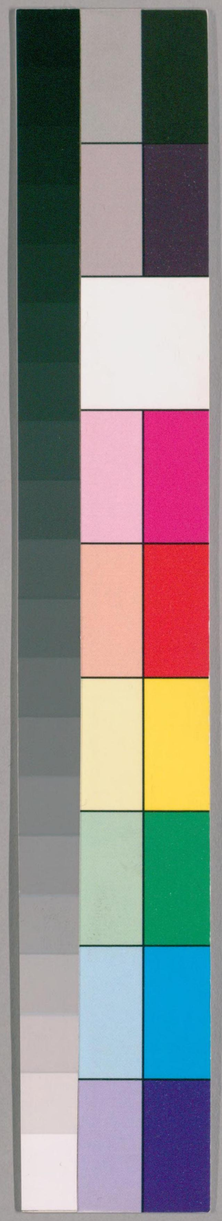

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(46)

一 三人為ニ汲ニ行キ三ツ之小舟ニ乗リ往頂ニ至リ
檢知ニ小ク之ヨリ岩窟ニ入ルニ其ノ広サ十七八畳敷
ニ而ハ無之ト雖モ雨露ヲ凌ク仕掛ニ而ハ無之ト雖モ
草ヲ敷キ其ノ上ニ寝ル仕掛ニ而ハ無之ト雖モ
ヲ敷キ其ノ上ニ寝ル仕掛ニ而ハ無之ト雖モ
一 大為ニ為ニ一ツ之ヲ入ル沖ニ流ル
ル之ヲ入ル方角ハ大抵定リ
一 ヲ入レテヲ流ス仕掛ニ
一 ヲ吸ヲ四五月ヨリ九月マデ一番
有テ夜ハ殊ノ外寒冷ニ岩焼ヲ
一 磯ニ棚ヲ上ノ方ハ先ヲ地ニ
ルヲ入レヨウニ大抵スヽキ為ヲ
ヲ故ヲ其ヲ天ヲ海ノ心ヲ
ハ法ヲ

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

一 グイと草ばかり生ひ茂りたる中を通り行くに大なる蛇のおそろしきがとぐろをまきてありしかどもこれも人を見てにげ去りぬ

一 一ツサキと云ふ所より船をすてて陸地を行くに蛇多くありて人を見てにげ去りぬ

一 鳥ども数知らず多くありて人を見ても飛去らず手にとらへんとすれども飛去らず

一 鳥ども数知らず多くありて人を見ても飛去らず手にとらへんとすれども飛去らず

一 一ツサキの小山より見渡せば古木打ち枯れたるが如きもの数百株ありて其枝に鳥ども数知らず群居たり

一 鳥類イガラ其他名も知れざる鳥ども数知らず群居たり

一 四月廿日頃より五月の末まで雨ふりつづきて日和なし

一 雨ふりつづきて日和なし

一 大竹の筒にて水を取りたるに其味甚だ悪しからず

一 大竹の筒にて水を取りたるに其味甚だ悪しからず

一 日和なき時は風吹きて波高し

一 日和なき時は風吹きて波高し

一 方角は北の方へ走りたるに三日目頃より東の方へ船を走らせたり

一 方角は北の方へ走りたるに三日目頃より東の方へ船を走らせたり

一 古岩窟の内に骨の流れ入りたるを見たり

一 古岩窟の内に骨の流れ入りたるを見たり

一 岩窟の内に古錨ありて其錨の爪の形ち三本ありしが其内一本は折れて二本のみ有り

一 岩窟の内に古錨ありて其錨の爪の形ち三本ありしが其内一本は折れて二本のみ有り

一 源右衛門時に三人にて此船を山の

一 源右衛門時に三人にて此船を山の

何事のよしも無之ニ而を致シ心地悪ニ而後大坂船ニ而一ヶ所葬ニかけ
ヲ切拔キ之蓋ヲ拵へ上ヲシツクイニ而塗、其上ニ石塔ニ仕立右ハ次第
墓ニ仕置し、雜事ハ大坂船の船頭仕候得共仕置ニ大坂
葬之節三人の髪爪歯骨ホゾを添ニ而致シ懐中仕候而大鳥ニ
而(?)浴(?)候ハ成シ候ニ用船ニ乗組居候ニ付取持候而此度葬地
へ之者ハ大島宗福寺境内へ葬方ニ而仕候、淨土宗ニ而施主安立
出宿ホム之寺弟子ニ而仕候、右者ハ淨土宗三人の戒名ヲ以候よし

一 右鳥島中無之山焼へ上り見候ニ付、鳥ホ見船来遣り候と見排(?)申候

一 當月二月四日大坂船ニ乗り候得而會内茂焼仕て右船ニ福釜二ッ有之衣類
ホ[illegible]米の船ニ而釜一ッ有之取候て後サツニ而船ノ金カナノコキリヨキ二丁拾ひ
其木[illegible]船造り立て船ノ割板ニ[illegible]木材[illegible]

一 柳(?)目板田中[illegible]チリ紬一丁[illegible]船打ニ而仕と立候ニフイゴを拵打

一 [illegible]石灰ニ[illegible]ニ而仕立[illegible]
ハ叉ノ[illegible]仕[illegible]船ノスキてツ申候

一 右六人幡六人并ニ三板石積仕り候處其以後船一艘も来り不申候ニ付右
三人帰宅すへき船を造り見とも存じて右の船を造り立て候処漸道具も無之
ニ付船のハギ板二百枚斗もなし材木仕集め楠一本流れ来り候と見
ノミニテ二段板ニヨリ切申候釘の儀も大方ノミニテヨリ切りギリハ一丁有
て[illegible]船造り立て[illegible]
船出来仕候[illegible]板[illegible]
尺寸角ノ材三本流れ寄り候ニ付ハノコキリにて割り板ニして船成就仕て

一 尺斗桶一ツ半程流れ来り候[illegible]流れ寄り候[illegible]小桶を拵申候
流れ寄り候材一把一本流れ[illegible]
手[illegible]ニ入[illegible]シツクイにて塗[illegible]
へ[illegible]置申候

一 [illegible]下ロし申候[illegible]
[illegible]切拔キ[illegible]船を卸し申候

一 [illegible]船[illegible]判刀一本[illegible]判申候[illegible]船六人[illegible]

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

一 右経食日々御中分を経く候 常ニ成り申候 戌正月廿九日をもつて以八ヶ所
一 右嶋出船之時大浦之人は寵を上 正月ゟ戌亥之方へ 乗り出し寵出候ゟ皆
出船浦ゟ上 方ゟ西南ニ当 此嶋ゟ八丈島ハ 三百里ゟ 北東方ハ男女居
百人余住居ニ御座候 島山上ハ池ゟ焼出 ゟ火の煙 ゟ見へ 近所
出しゟ九人住居住居ニ而 浮人 何 東 北 申ゟ山中 北 此所 山ゟ
凡一里余 大池ニ而 御座候 申ゟ 六月 十二日ゟ七月頃 比 者出
ゟ住居ゟ九人之三人の者共 八丈島ゟ渡ん
舟ニ而 船をとり毛衣 日数 八丈島ゟ上 八丈島 代官ハ三河口多仲様
ゟ申 八丈島ゟ八年目ニ帰申
一 先年二十四ノ二月ニ流れ 十三年 在嶋 七年ノ年 三十七ニ成り申
一 右嶋中家來之諸事を備へ 打を疋下して 割之住所 別様 指控申候

寛政十年二月ゟ帰す也

孤島漂流難船日記

一 天明五年きのとの巳正月晦日出船 日和見合せ 土州 香我美郡赤
岡浦 松屋儀七船 船頭 乗組人数
四人 乗組 船主 松屋 積荷 米 積入 又所 難船之時 在所
乗かかり 大 浦積入 出船 住田 宗 利 在 郷 上納 住
船 儀七船 印 本 乗 上り 流 北 住 日和 あしく 右船 本
船ハ流され 八丈島 見 北 大風 成 風 帆 柱 も 打捨
檣を切 あせん 流れ 出 寄 縫 又 候 の 者 共 と
三日 廻り 付 程 成 風 まかせ 流 ニ 積 流 二ヶ所
此 程 沖 見 と 見 え

一 二月 頃 日 船 見え 此 地 方 住居 口 上 陸 地 上 ハ 大 地 之 見 の 之 ま
での 嶋 ハ 上 陸 之 ハ 方 ニ 火 煙 を 見 て 沖 を さ して
そ 流 之 浮 十 方 之 民 拾 も 見 申 九 ヶ 所 之 打 捨 申 候 也 は い
流 し 八 ヶ 所 ニ 此 嶋 ニ 居 の 様 ニ 人 共 住 居 ニ 流 申

一　二日ハあさ下小嵐強く巳ノ時ゟしあてかさと上より打落し、子くろの付く
海へ川の口より側の小路も刀をかゝへ帆を切立、船を二ツ仏弥ニなり
哈ゟすあり丹ハなし、汐を呑栄ともしてまた哈ゟて汐を呑さる〳〵流され
一　三日ハあるゟ小嵐強く、船ハ小せき丈かゟりしこあの汲出し精限りの凌さゟかゝ
汲手も風も少くなき時ゟ是れ時ゟかなきよあ水を汲かゝて船路よくあかた
一　四日朝なぎ巳の刻より東風よれ、水静なる故大海へ川より上より送く帆を揚け
あの所ハ川のせゟくり付、揚ハしきこみ西へ向く、桁を以て揚羽根ニ打付
諸つくろひ、生色稜とき、り、抜宣九ツ時ゟか東風を以て北へ〳〵、東ゟも
暁か夜を掛て汲、柄〳〵風強く、あ水夜九ツ時ゟか東小風強く、あ水ハ八ツ時
時ゟ子る元上より山てり付、在て行ます、し打落し揚巳ノあてみて打落し、未ノ刻
暮に夫ゟみて稜を見、いり流され、もの大なる元天れ、を捨て船へ、もの落ひ
掛て、さしかゝてえゝあけ
一　五日ハ小東風強く、宣九ツ時ゟか雨止み、晴、西風ニ成、水抜て、此なく、あ水元上
巳の道てきり放し、打捨るも当時ゟか、を汲、此風あり〳〵、あ水をも汲あて揚上

一　巳ノ打落し弟ニ子ノのこぬきてとも打落し、役しだ船ニあ水揚を明ヶ中ゟ
一　六日朝か大西風強く、あて揚かきさ東ハ、さなり、時打ゟニ火をこし、是より、場桁あ〳〵
北板付、打落し、往来なりく、あ水船あてゟて、往来生、当丈火を以て失ひ、鉄楔
子ゟも子常なく、宣八ツ時ゟニ、是を中柳、戸立きゟとり、三ノ分中も打さけ、あ水
入出しゟ西へかゝんだかゝと、ゟをぬきと抜き、大中棚、場所へかけ、此の夜へいとしかゝひ
こしゟて、費ロあて打綴ニ、ふ孫結て〳〵、当ゟ年時ゟ、前ニ桟を切抜き、手挟明ゟと
一　七日朝かなき元此かなみて、あ水東風時ニ吹出し、汐中へ流く、大東風にあ水、宣九ツ比
ゟり宛往、西風ニあ水を、仮流し、飯系て、七ハ舟と宥之、頼れ火をもなく
時ニ、当年系として、宗の流きする、喰しとも、夜をかり、明かし
一　九日朝か小嵐なき、吹切れ、汲出流、中しとも、夜を明しを
一　十日朝か小風なぎ、吹流しとも、夜を明しを
一　十一日朝か小嵐なく、吹巳ノ時ゟ遠のり巳ノ西ゟ北よ、南北とへ立まゝ〳〵ちく
佳き〳〵、法師供へ、立帆を掛て、そ船乗北へ、ゟ船をさせてゟ、方一帰へ
船へ、壬年ゟ、おつけて汲中ニを、会されしき、流ゟいてふ及びゟて、流と相ゟ

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

一 今朝より風なき故おの〳〵船を出し沖の方へ漕行に
きのふこし先九つ時よりいさゝか風まぬまの
如くこし先の方に帆とおぼしきもの見ゆれ
ども風なきゆへ帆をたゝみ櫓にて漕行
まぬ程なく右の帆見えなくなりぬ
一 今朝より風なきゆへ帆を張ることなし
昨夜より風少し吹出したれども帆を張
程の風にはあらず追手の風なれば
一 十四日朝より曇りて夕方より雨降出
ぬ夜に入て雨風烈しく吹出し船の上下
へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞ
しく一睡もせず夜を明しぬ
一 十五日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ
打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 十六日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ
打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ

一 十七日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 十八日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 十九日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿一日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿二日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿三日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿四日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿五日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿六日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿七日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿八日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 廿九日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ
一 三十日朝より雨風烈しく吹出し船の上下へ打かゝり船中へ流れ込ことおびたゞしく
ゆへ一睡もせず夜を明しぬ

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

いくそも

一

十七日朝より起れども未だのとううしとなるあれど夜の力もなくうつしとなるあれど
のこまる枕をもいだせども甚だ上の岩ぐみのわたりうつくしきバおりとも木枕
九も忘れぬすゝめもとゝくくしたゝくなみ
おもしろ海と大きなるみ枕の枕くしたゝくなみ
くまとも七ツまとも云ふ枕くしたゝくなみ
てもゝみぬてる〳〵私打とおぬぐまもとんて
るゝ〳〵海の汐をとゞめるみ汐と吟ん
ゝ〳〵ゝ忘ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

一

朝みるも吟ぬゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
及ひ四日迄廿三月汐汐ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝゝ汐ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ汐ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
もゝゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

一

三日朝ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ぬゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

一

九月九ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵
ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

日を送り追て右網帝ニ六月日和ニ合候ニ付帰力有て島出帆候処
順風よく同月三日ニ青ケ島と申所へ着岸致し候処右島ニ而
十日程逗留仕候島より乗船之二人ニ宗ら八丈七月八日ニ出帆八日
八ツ時ニ八丈島へ着船仕候役人衆中ニ段ら遊し旅宿
ら御付け介抱ニ預り去九月五日江戸御船ニ而江戸表へ送り
江戸へ着仕候役所へ仕江戸ニ先之ニ付追来候り江中ニ而委細
差遣し候御吟味仕候御奉行所様御尋ニ付申上候以上

九月十日

赤岡　長平

赤岡　松屋
儀七様

十一月廿一日赤岡ニ而長平写し

私漂流已来人島ニ漂着之人別

一 土州赤岡村松屋儀七船乗組四人天明五巳年四人島へ漂着仕
十二年之内三人病死仕一人相残十二年在島仕候

一 摂州大坂北堀江備前屋船十一人乗天明七未年漂流仕翌申年六人島へ漂
着仕候内病死仕九人相残十年在島仕候

一 薩州志布志浦中山屋三右衛門船六人乗寛政之戌年漂流仕翌亥年六人島へ
漂着仕候内病死仕相残八ヶ年在島仕候

一 私共漂流仕候人島と申ハ周り凡三里程ニ而島之内ニ山
有之三ケ所ニ而ほそ道ニ而候処中程ニ而三ツニ分り山ハ東へ向ひ
有之三ケ所ニ而乞食ニ而候処ニ而近在之...

まで能面と申方にて右之方に本土之ごとく似
寄候ものにて右ハ能細工之名人ぎ在候細工
之者と相成候ものに候趣神官山本内匠
と申人ハ三十余石頂戴いたし候ものに
候ハ草木之ごとく茅大苦ハ千ひろ
ニ而由ニ右山ハ岩根しる上ひろ
ニ而ハ無之候ハ岩石三ツ
ニ而ハ無之候ハ岩石三ツ
方ニ而ハ無之候ハ岩石三ツ
方ニ小松有之候ハ
会釈ハ魚多取貝蔓菜ニ而
掛ニ而ハ無之候ハ
売ニ而ハ無之候ハ
衣ハ暖ニ而ハ無之候ハ
ニ而ハ無之候ハ

大ニ而ハ無之候ハ
人ニ而ハ無之候ハ
ハ之方ニ而ハ無之候ハ
別ニ而ハ無之候ハ
月ニ而ハ無之候ハ
厂ニ而ハ無之候ハ
鳥ニ而ハ無之候ハ
さ魚ニ而ハ無之候ハ
より七ツ迄ニ而ハ無之候ハ
ハ無之候ハ
ハ無之候ハ
ハ無之候ハ

一 貝類ハしゝみ貝志たゝみ貝なと也此ニ拾ひし貝を焼て喰ひ又ハ粉ニして焼き食ひ候

一 右之外魚類鳥類一切無之事也

一 私共在島中右島へ漂着船並漂流船等一切無之事也

一 漂着之由ニ而去々年右島ニ船一艘之文字子四月漂流之由右ニ艘共当座

岩穴之内ニ板ニ書記有之候由ニ船頭名ハ為読不知候右ニ有之板ニ書記有之

由也ニ右之者共ハ相果候由右ニ候 [illegible] 右之船ハ [illegible]

此者右之者共ハ死去いたし候由ニ而右島ニ先年之人之骨有之候ハ岩穴之内ニ有之これを私共 [illegible]

骨ニ而拾ひ候ニ付私共右島 [illegible] 岩穴之内ニ人を葬り候様ニ骨一人分有之候又外ニ岩

穴ニ而病死之者之骨一人分有之候右ハ [illegible] 骨一人分有之

一 私共右島ニ而二人追々病死仕候ニ付右之者ニ而葬り候ニ付私共右之者之墓

石ニ仕立形付建置候

一 鬼蔵義ハ二人病死仕右島ニ而葬り候ニ付一同に相果候由ニ而墓石ニ仕立

一 [illegible] 右之者ハ山坂上ニ [illegible] 其地之坂より大ニ [illegible] 岩穴之内ニ而

[illegible]

一 此度私共家主相成小船ニ而 [illegible]

此度三艘共ニ若干之穀子為積右内追々病死仕当座

て露命相繋候 [illegible]

ぬ所難渋仕候得共 [illegible] 其地之 [illegible]

報恩之為ニ [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

浦賀奉行与申

一亀七百八拾五年小笠原島大筥御神年寄
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

[illegible] 一艘ニ付 [illegible]
[illegible] 一艘ニ付 [illegible]
[illegible] 一艘ニ付 [illegible]

定政九乙年

一札之事

一 土州赤岡浦船乗之者三人無人島ニ漂着いたし
候ニ付此度迄及死亡右遺骨今般持渡り当島ニ葬度段
御相談ニ付御役人ゟ当寺ニ而葬送候様被仰付無相違御引受
當寺境内ニ埋葬いたし候上者向後麁略無之為後證一札仍而如件

寛政九丁巳年九月

松平土佐守様
御役人衆中

伊豆国下田海岸寺末
八丈島
浄土宗
宗福寺 ○

一札
伊豆国附八丈島
宗福寺

○上書
寛政九巳七月
八丈島ニ而御役人中ゟ貰受候
御役方ゟ被下候品

土佐国
長平

一 白米五升程

一 塩五升程

一 味噌壱升程

一 白米弐升程

一 かつをぶし三本

一 うり四ツ

一 甘藷壱俵

一 小豆弐升程
茄子十五本

一 鰹節一連

一 茶弐袋

一 鰹節一連

一 粟壱俵

一 なまりぶし八ツ

一 味噌二升程

一 酒五升程

一 味噌壱桶一ツ

一 茶壱斤余

一 ふろしき一ツ
八丈島ニ而
菊池左右衛門様

佐股之
貞八殿

一 鰹壱本　長太夫様
同役人
菊池恒七様

同所
同源兵衛様

同役人
服部源右衛門様

一 織木綿下帯壱筋
三橋政之助様

一 九条二斤　一紙帖一束　一筆壱枝
一 干柿十五枚　一製什壱本　一味噌二斤程
一 たこ三把　一製什八本
一 右条箱を積、三艘共に壱番船葺を行、日和を待て出帆す、中食は乾菓子を用ひ、船中は飯一統に食す、
一 味噌弐斤程
一 七輪二ツ　一ふるい二ツ　一ひしゃく二本
一 薬鍋一ツ　一箱壱本
小浦　右之頭
仁 赤方

一 製什一本　一ふるい二ツ
一 きうり二本　一ねぎ二ツ　一地芋弐ツ　仁 赤方
一 白菜一本　一みそ一斤程　一筆壱本程
一 白菜壱　一筆壱　一七条葛箱　一ふるい二ツ
一 なす一把　一たこ二把　一柿十壱程
一 ねぎ壱本
一 ねぎ壱本
一 みそ壱
一 筆一本まいる二斤半
一 筆壱本程　一ふるい二ツ
一 製什一本
一 菜壱本
一 みそ壱
一 筆一本まいる二斤半
富浦　右之頭
仁 赤方
富浦　右之頭
仁 赤方
本郷　右之頭
仁 赤方
富浦　右之頭
仁 赤方
本郷　右之頭
仁 赤方
本郷　右之頭
仁 赤方
中ノ郷　右之頭
仁 赤方
富浦　右之頭
仁 赤方

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

一 あみを出る

一 はたおり道具 其余ハ右私侍の部ニ

一 油火の灯 一せん弐丁ほど

一 粉ふるい

一 薄太夫十五枚 一たん二枚

一 蒲団 一ぜん

一 膳椀ニ汁 一ぜん

一 ふとん ハ 一あみを出る

一 ふとん 一ぜん

一 蚊帳 一ぜん

一 菓子鉢 椀共 右ハ

一 さんまい 一ぜん

一 かすり 一ぜん

一 大まな 一切 右ハ二ツ 魚組右ハ

一 ものさし 一本 右ハ

右ハ皆ハ私ニ被仰付右数ハ

一 油さし 右ハ川ハ船中ニ而ハ

一 すゝ払ひ 一本

一 油ざら 一ぜん

一 油さし 右ハ私ニ被仰付

右ハ船中ニ而ハ

右ハ船ハ

一 ものさし 一本 右ハ

右ハ皆ハ私ニ被仰付

右ハ船中ニ而ハ

一 油さし 右ハ私ニ被仰付

右ハ船中ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

一 江戸出川三郎兵衛米高佐代官私
　 領分大十四ヶ村 一帯拾ヶ年
　 右之船私抱置人ども多く候 佐上様ら
　 被仰付候ニ付 御定方之通 御米
　 積之頂戴仕ニ付 此段申上候 以上
　　己九月廿日
　　佐治八右衛門

（表紙）
安政二年二月廿日差出 佐治八右衛門
御定方之通 御米積之頂戴仕ニ付 此段申上候 以上
己九月廿日 佐治八右衛門
一名ノロバシ 一帆柱ハリ 一水ほと板 弁条
一名ノロバシ 一帆柱ハリ 一舟底大多ノ子肉
メ

七年

延宝九年酉年出帆方記録写

一 宝ほう元年七月私一般船数七拾八人余共
　 乗組 土佐国浦戸湊より出帆仕 南海
　 荒波ニ流され船板損じ 無人島へ
　 流り着 土人ニ助られ 船板道具ニ上ケ
　 候ニ付 此島へ船小屋作り 住居仕
　 候内 段々人数減 残り拾七人ニ成
　 申候 其内ニ而も二月上旬の頃之
　 事ニ御座候 流着候節 船板損じ
　 候ニ付 船作事仕候 其節之人数
　 拾七人之内 三人病死仕 残拾四人
　 ニ而 船作事仕候 三月末ニ造船
　 仕候 船ニ帆を仕立 水方之御米
　 上ケ 同月廿日ニ此島を出船仕
　 候 然ニ船中ニ而 病死仕候者
　 拾人 残四人 此四人之内 壱人
　 ハ船中ニ而 病死仕候 残三人
　 ニ而 七月廿日ニ薩摩領坊津ニ
　 着船仕候 此三人之内 壱人ハ
　 坊津ニ而 病死仕候 残弐人
　 ニ而 御国元迄罷帰候 其節
　 之船頭 土佐国浦戸湊
　 之者ニ而 名ハ

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

862
1

文化三丙寅暮春謄書之矣　菅沼楚宇治

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『孤島漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用